

特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表十二(二) 令六・四・一以後終了事業年度分

資産の種類及び名称		1					合計
前回の定期検査又は特別修繕の年月日		2	・	・	・	・	
翌期繰越額の計算	期首特別修繕準備金の金額	3	円	円	円	円	円
	特別修繕費を支出した場合の益金算入額	4					
	積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合の益金算入額 ((3)-(4)-(6))と(24)のうち少ない金額)	5					
	(4)及び(5)以外の場合による益金算入額	6					
	計 (4)+(5)+(6)	7					
	差引特別修繕準備金の金額 (3)-(7)	8					
	当期積立額	9					
	積立限度額の計算	10					
前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	10						
同上の $\frac{3}{4}$ 相当額	11						
(11)-(8) (マイナスの場合は0)	12						
当期の月数 60又は72	13	—	—	—	—		
(11)×(13)	14	円	円	円	円		
積立限度額 ((12)と(14)のうち少ない金額)	15						
積立限度超過額 (9)-(15)	16						
期末特別修繕準備金の金額 (8)+(9)-(16)	17						
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている特別修繕準備金	18					
	差引 (18)-(17)	19					
	当期 (7)-((9)-((18)-前期の(18)))	20					
	当期に生じた差額の合計額 (16)+(20)	21					
	前前期 前期末における差額 (前期の(19))	22					
	特別修繕予定日経過準備金額の益金算入額の計算						
積立期間の終了する事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日を含む事業年度終了の日の特別修繕準備金の金額	23	円	円	円	円	円	円
積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合 (23)× $\frac{\text{当期の月数}}{60}$	24						